

【中国】「知識財産権の保護及び活用に関する第 15 次 5 年計画」を公表

中国国務院は 2026 年 7 月 27 日付で「知識財産権の保護及び活用に関する第 15 次 5 年計画」（国発〔2026〕30 号）を発出し、同月 31 日に公表しました。本計画は、「中華人民共和国国民経済・社会発展第 15 次 5 年計画要綱」に基づき、2026 年から 2030 年までの 5 年間における知的財産権政策の方向性を示すものです。計画では、「中国の特色を備えた世界水準の知識財産権強国」の建設を目標として掲げ、2030 年までに知的財産権の創造・活用・保護・管理・サービス提供の各水準を総合的に向上させる方針を示しています。

主な数値目標（2030 年）

指標	2025 年	2030 年目標
人口 1 万人当たり高価値特許保有件数	16 件	22 件超
専利集約型産業の GDP 比	13.38%	14.60%
著作権産業の GDP 比	7.46%	7.53%
知的財産権等使用料の輸出入総額 （5 年間累計）	19,600 億元	20,000 億元
知的財産権保護に対する社会満足度	82.81 点	83.90 点

主な施策

1. 知的財産権保護の強化

専利法・商標法・著作権法など関連法制度の整備に加え、営業秘密保護制度や税関保護制度の見直しを進めます。また、AI 生成物、アルゴリズム、データ関連知財など新興分野の保護ルールの整備や、医薬品特許紛争の早期解決メカニズムの改善も盛り込まれています。

2. 知的財産権の活用促進

専利オープンライセンス制度の全面実施、知的財産権担保融資・証券化・保険などの金融商品の拡充、大学・研究機関における職務発明の権益配分改革を推進します。

3. イノベーション支援

重要中核技術分野における高価値特許の育成、標準必須特許（SEP）の公平・合理的なライセンス推進に加え、AI 関連特許出願ガイドラインの改正や、AI を活用した特許・商標審査支援システムの高度化を進める方針です。

4. 海外展開・国際協力の強化

海外知財紛争への対応支援や企業の海外展示会における権利保護支援を強化するとともに、「一帯一路」沿線国・地域との協力、専利審査ハイウェイ（PPH）の国際協力ネットワークの拡充、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）やデジタル経済連携協定（DEPA）に関する知財ルールの研究・交渉を推進するとしています。

出典：中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト（2026 年 7 月 31 日付）

https://www.gov.cn/zhengce/content/202607/content_7077199.htm